

平成 29 年 2 月 7 日（火）、久古谷労働局長から木下岩手県建設業協会会長に労働災害防止対策の徹底と過重労働による健康障害（過労死等）の防止に向けた取組について要請を行いました（[報道発表資料](#)）。労働局長から木下会長に要請書を手交した後、労働災害発生防止及び過重労働に係る取組を説明しました。特に、昨年 12 月 26 日、厚生労働省の長時間労働削減推進本部において、「過労死ゼロ緊急対策」を策定したことから、過重労働解消に係る更なる取組を説明しました（[当日配付資料](#)）。

木下会長から「建設業界としては引き続き傘下企業に周知徹底する」旨の説明がありました。



～要請書を手交する労働局長～



～岩手労働局の取組を説明する労働局長～

岩手労働局では、建設工事現場における労働安全衛生法違反について、死亡災害の発生等の重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、発注機関とも連携しつつ、建設工事現場に対する重点的な監督指導等を実施することとしています。

特に、東日本大震災復旧・復興工事においては、特に過重労働による健康障害（過労死等）の防止についても併せて指導を行っていく方針です。